

建設業者の社会保険等未加入対策実施要領

(目的と対策)

第1条 この要領は、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築し、公平な入札契約事務の執行を図ることを目的とするため、豊橋市が契約を締結する全ての建設工事（工事的修繕を含む。）において、受注者と社会保険等未加入建設業者（関係法令により適用除外とされている者は除く。）との全ての一次下請契約を認めないこと及び一次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合には名称等を建設業許可権者へ通報すること等に関して必要な事項を定める。

(社会保険等未加入建設業者の定義)

第2条 社会保険等未加入建設業者とは、次のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。）をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(社会保険等未加入建設業者の確認方法)

第3条 工事の監督員は、工事下請負届に添付する下請負の内訳により社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結する予定であることが確認できた場合は、受注者に対して口頭で予定の変更を促し、その旨を工事担当課長に報告しなければならない。

- 2 監督員は、受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。すべての加入状況が加入又は適用除外となっていれば、社会保険等未加入建設業者に該当しないものとする。

(一次下請業者が社会保険等未加入建設業者の場合の措置)

第4条 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければならないときは、工事担当課長は、受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した具体的な理由を記載した理由書（様式第1）を7日以内の期日を指定して提出するよう様式第2により通知するものとする。

- 2 工事担当課長は、受注者から理由書の提出を受けたときは、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより、その内容を確認し、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情に

該当するか否かについて判断し、その結果を様式第3により記録しなければならない。

- 3 社会保険等未加入建設者と下請契約を締結することについて、提出期限内に理由書の提出がなかった場合は、工事担当課長は、様式第4により以下の額について違約罰を請求する旨を受注者に通知するものとする。

$$P = C \times 0.1$$

P：違約罰の額

C：受注者と社会保険等未加入建設者との一次下請契約に係る最終請負金額

- 4 工事担当課長は、社会保険等未加入建設者と下請契約を締結することについて特別の事情を有すると認められないと判断したときは、様式第5により前項の違約罰を請求する旨を受注者に通知するものとする。
- 5 工事担当課長は第3項及び前項の通知をしたときは、契約担当課長へその旨を様式第6で報告するものとする。

(特別の事情を有すると認められる場合の手続き)

第5条 社会保険等未加入建設者と下請契約を締結することについて特別の事情を有すると認められる場合、工事担当課長は、受注者に対し、様式第7により、特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該社会保険等未加入建設者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、その履行を確認できる書類（以下「確認書類」という。）を1か月以内の指定した期日までに提出すべき旨及び当該期日までに受注者から確認書類が提出されなかった場合には、前条第3項に規定する額について違約罰を請求することとなる旨を受注者に通知するものとする。

- 2 工事担当課長は、指定した期日までに確認書類が提出されなかったときは、様式第8により、前条第3項の額を違約罰として請求する旨を改めて受注者に通知するものとする。
- 3 工事担当課長は前項の通知をしたときは、契約担当課長へその旨を様式第6で報告するものとする。

(入札参加停止)

第6条 工事担当課長は、第4条第5項及び前条第3項に規定する報告をしたときは、豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第5条に基づき財務部長へ報告をしなければならない。

- 2 財務部長は、前項の報告を受けたときは速やかに豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領に基づき、受注者に対する入札参加停止の手続きを行い、入札参加停止決定後その旨関係機関へ通知するものとする。
- 3 前項の通知後、監督員は、豊橋市請負工事成績評定及び通知要領に基づき、工事成績評定の減点を行うものとする。

(建設業許可権者への通報)

第7条 契約担当課長は、工事担当課長から様式第6による報告を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者を建設業の許可権者へ様式第9により通報するものとする。ただし、月毎に取りまとめ翌月の10日までに通報する。

(二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者の場合の措置)

第8条 二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者の場合は、工事担当課長は当該下請業者に係る再下請負通知書の写し及び下請契約書の写しを契約担当課長に送付するものとする。

2 契約担当課長は前項の送付を受けたときは、第7条に規定する通報を行うものとする。

(その他)

第9条 第5条第1項に規定する確認書類については、別紙のとおりとする。

2 受注者から、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結する前に「特別の事情」に該当するかどうかの判断を求められた場合は、第4条第1項から第2項までに準じて取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に提出されている改正前の各規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規定による様式とみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

(1) 社会保険届出を確認できる書類（以下のいずれかの書類）

- ア 直近1月分の社会保険料の領収書の写し
- イ 健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書の写し及び厚生年金保険の領収書の写し
- ウ 標準報酬決定通知書の写し
- エ 社会保険料納入証明書の写し
- オ 健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合）
- カ 年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請書）」の写し

(2) 雇用保険届出を確認できる書類

労働保険概算・確定保険料の申告書（事業主控）の写し及び以下のいずれかの書類（直近のもの）

- ア 直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）
- イ 公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書の写し

ただし、労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の労働保険料等納入通知書の写し及び労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写しを提出すること。

様式第 1

年 月 日

豊橋市長 様

住 所
名 称
代表者名

理 由 書

年 月 日付で契約締結しました「 工事」について、

豊橋市工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の社会保険等未加入建設業者と一次下請

契約を締結した理由は下記のとおりです。

記

[社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した理由]

様式第2

第 号
年 月 日

様

豊橋市長

社会保険等未加入建設者と一次下請契約を締結した
理由書の提出について

年 月 日付けで貴社と契約締結しました「 工事」に
ついて、施工体制台帳等を確認しましたところ、一次下請業者である〇〇〇〇が社
会保険等未加入建設業者であることが確認されました。

このことは豊橋市工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反するものであ
り、同条第2項の規定に基づき、 年 月 日までに、当該社会保険等
未加入建設業者と契約を締結した具体的な理由を記載した理由書（様式第1）の提
出を求めます。

なお、提出された理由書によっても、同条第2項前段の特別な事情があると認め
られない場合は、同条第1項違反となりますので御承知おき願います。

また、当該期日までに理由書が提出されなかった場合には、当該下請契約を締結
した特別の事情は有しないものとみなします。

※理由書の提出期限は、翌週において、文書の施行日の曜日に応ずる日と
します。

《例》 文書の施行日が9月15日（水）の場合⇒9月22日（水）
（ただし、その日が休日の場合はその翌日としてください。）

様式第3

建設業者の社会保険等未加入対策実施要領
第4条第2項に基づく特別の事情の判断

年 月 日
工事担当課長 氏 名

1 判断対象工事

- (1) 工事等の名称
- (2) 工事場所
- (3) 受注者
- (4) 工事の概要

2 社会保険等未加入建設業者である一次下請業者

- (1) 下請業者の名称及び所在地
- (2) 下請させる工事の概要
- (3) 下請契約金額
(※ 最終の下請契約金額を記載する。未確定の場合は、当初契約金額とし、後日最終の下請契約金額が確認できる契約書等を提出させる。)

3 下請契約を締結する理由

4 約款第7条の2第2項の「特別の事情」の該当性

(※工事担当課長が、「特別の事情」を有すると認められると判断する場合はその理由を記載し、「特別の事情」を有するとは認められないと判断する場合もその理由を記載する。)

様式第 4

第 号
年 月 日

様

豊橋市長

豊橋市工事請負契約約款第 7 条の 2 第 3 項に基づく
書類の未提出による違約罰の請求について

年 月 日付け 第 号で提出を求めた理由書が、提出期日である
年 月 日までに提出されませんでしたので、豊橋市工事請負契約約款
第 7 条の 2 第 2 項に定める特別な事情は有しないものとみなします。

については、同条第 3 項の規定に基づき、貴社が社会保険等未加入建設業者である〇〇
〇〇と締結した下請契約の最終の請負金額の 10 分の 1 に相当する額を違約罰として
請求しますので、あらかじめ通知します。

なお、違約罰は、別途送付する納入通知書により納付してください。

様式第 5

第 号
年 月 日

様

豊橋市長

豊橋市工事請負契約約款第 7 条の 2 第 3 項に基づく
理由の不承認による違約罰の請求について

年 月 日付けで提出のありました理由書に記載の理由については、下記のとおり豊橋市工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別な事情を有するものとは認められません。

については、同条第 3 項の規定に基づき、貴社が社会保険等未加入建設業者である〇〇〇〇と締結した下請契約の最終の請負金額の 10 分の 1 に相当する額を違約罰として請求しますので、あらかじめ通知します。

なお、違約罰は、別途送付する納入通知書により納付してください。

記

【特別な事情を有するとは認められない理由】

様式第 6

号外

年 月 日

契約担当課

課長 様

工事担当課

課長

建設業者の社会保険等未加入対策実施要領に基づき、受注者に
下記の理由により違約罰を請求する旨の通知をしたことを報告します。

記

- ・社会保険等未加入建設業者と下請契約することについて、提出期限内に理由書の提出がなかったため（実施要領第 4 条第 3 項該当）
- ・社会保険等未加入建設業者と下請契約することについて、特別の事情を有するとは認められないため（実施要領第 4 条第 4 項該当）
- ・社会保険等未加入建設業者と下請契約することについて、特別の事情を有すると認められたが、未加入の社会保険等の届出の義務を履行し、その履行を確認できる書類が提出期限内に提出されなかったため（実施要領第 5 条第 2 項該当）

※違約罰を請求する旨の通知をした理由を上記の中から該当する事項を記載すること

◎違約罰を請求する旨の通知をした請負者

工事名 * * * * * 工事

請負者 ○ ○ ○ ○

様式第7

第 号
年 月 日

様

豊橋市長

豊橋市工事請負契約約款第7条の2第2項に定める
特別の事情の承認について

年 月 日付けで提出のありました理由書に記載の理由については、豊橋市工事請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情を有するものと認めます。

については、年 月 日までに、社会保険等未加入建設業者である〇〇〇〇が同条第1項の届出の義務を履行したことを確認できる書類（以下「確認書類」という。）を提出してください。

なお、当該期日までに、確認書類の提出がない場合は、同条第3項の規定に基づき、貴社が社会保険等未加入建設業者である〇〇〇〇と締結した下請契約の最終の請負金額の10分の1に相当する額を違約罰として請求します。

※ 確認書類の提出期限は、翌月において、文書の施行日に相当する日とします。ただし、応当する日がない場合は翌月の末日とします。

《例》 文書の施行日が5月31日の場合⇒6月30日

（ただし、その日が休日の場合はその翌日としてください。）

様式第 8

第 号
年 月 日

様

豊橋市長

豊橋市工事請負契約約款第 7 条の 2 第 3 項に基づき
確認書類の未提出による違約罰の請求について

年 月 日付け 第 号で提出を求めた確認書類が提出され
ませんでした。

ついては、豊橋市工事請負契約約款第 7 条の 2 第 3 項の規定に基づき、貴社が社会保
険等未加入建設建設業者である〇〇〇〇と締結した下請契約の最終の請負金額の 1 0
分の 1 に相当する額を違約罰として請求しますので、あらかじめ通知します。

なお、違約罰は、別途送付する納入通知書により納付してください。

様式第 9

第 号
年 月 日

建設業許可権者 様

豊橋市長

社会保険等に未加入の建設業者について（通報）

下記の建設業者については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出義務の履行がされていなかったため、別添の書類を添えて通報します。

記

建設業許可番号	社会保険等未加入建設業者	健康保険等の加入状況		
		健康	年金	雇用

※ 「健康保険等の加入状況」欄には、各保険の加入状況について、加入済みなら「1」を、未加入なら「2」を、適用除外なら「3」を記入する。

（添付書類）

施工体制台帳の写し

（再下請負通知書の写し）